

選挙啓発出前講座

平成30年〇月〇〇日
福島県選挙管理委員会



めいすいくん

本日のメニュー

- 1 政治・選挙の日常生活との関わり
- 2 選挙クイズ
- 3 投票率の現状
- 4 候補者情報、政策の読み取り方
- 5 投票をしてみよう
- 6 その他



1 政治・選挙の 日常生活との 関わり

**皆さん、こんなこと思ったこと
ありませんか？**

**政治や選挙に興味や
関心が持てない**

**どちらも自分にあまり
関係がない**

政治・選挙とは？

皆さんの暮らしと

政治・選挙はどんな

関係があるのでしょうか？



どんな税金がある？

例えば、

皆さん、買い物をする
ときに消費税という税金
を払っていますよね

どんな税金がある？



その他にどんな税金が 思い浮かびますか？

所得税、住民税、自動車税、

固定資産税、法人税、たばこ税・・・

税金の使われ方は？

では、税金はどのように使われるのでしょうか？

学校、図書館、消防、警察、医療、
介護、子育て、道路、被災者の支援、
被災地の復旧・・・

税金の使い道を決めるのは？

私たちが納めた税金をどう使うか、
その使い道を「予算」という形で
決めるのが

選挙で選ばれた議員（代表者）で
す。

選挙とは？

暮らしやすい社会にするために・・・

「ここに税金を使ってほしい」

「この政策が必要」

私たちの意見を届けてくれる

代表者を決めるのが「選挙」です。



なぜ選挙は大切なのか

議員（代表者）の判断によって、
私たちの生活が決まるとも言えるので、

自分の意見にあった候補者を
選挙で選ぶことが大切です。



選挙の主役は・・・

今から約120年前の1890年(明治時代)に
初めて行われた選挙の有権者は？

100人に1人だけ!?

国税を15円以上納める25歳以上の男性に限られ、
人口のわずか1.1%だった。
他の人は、自分の代表者を選ぶことができなかった。

選挙の主役は・・・

第1回衆議院議員総選挙(1890年)



ビゴー「第1回衆議院議員選挙投票所風景」

選挙の4原則

1 普通選挙

2 平等選挙

3 直接選挙

4 秘密選挙

選挙の主役は・・・

現在では、選挙権を有するのは、

18歳以上の全国民

2 選挙クイズ

選挙クイズ1

投票は投票日以外にもできる？

①できる

②できない

選挙クイズ2

投票日に投票できる時間は？

①午前8時30分～午後5時

②午前7時～午後8時

③日の出～日没

④24時間

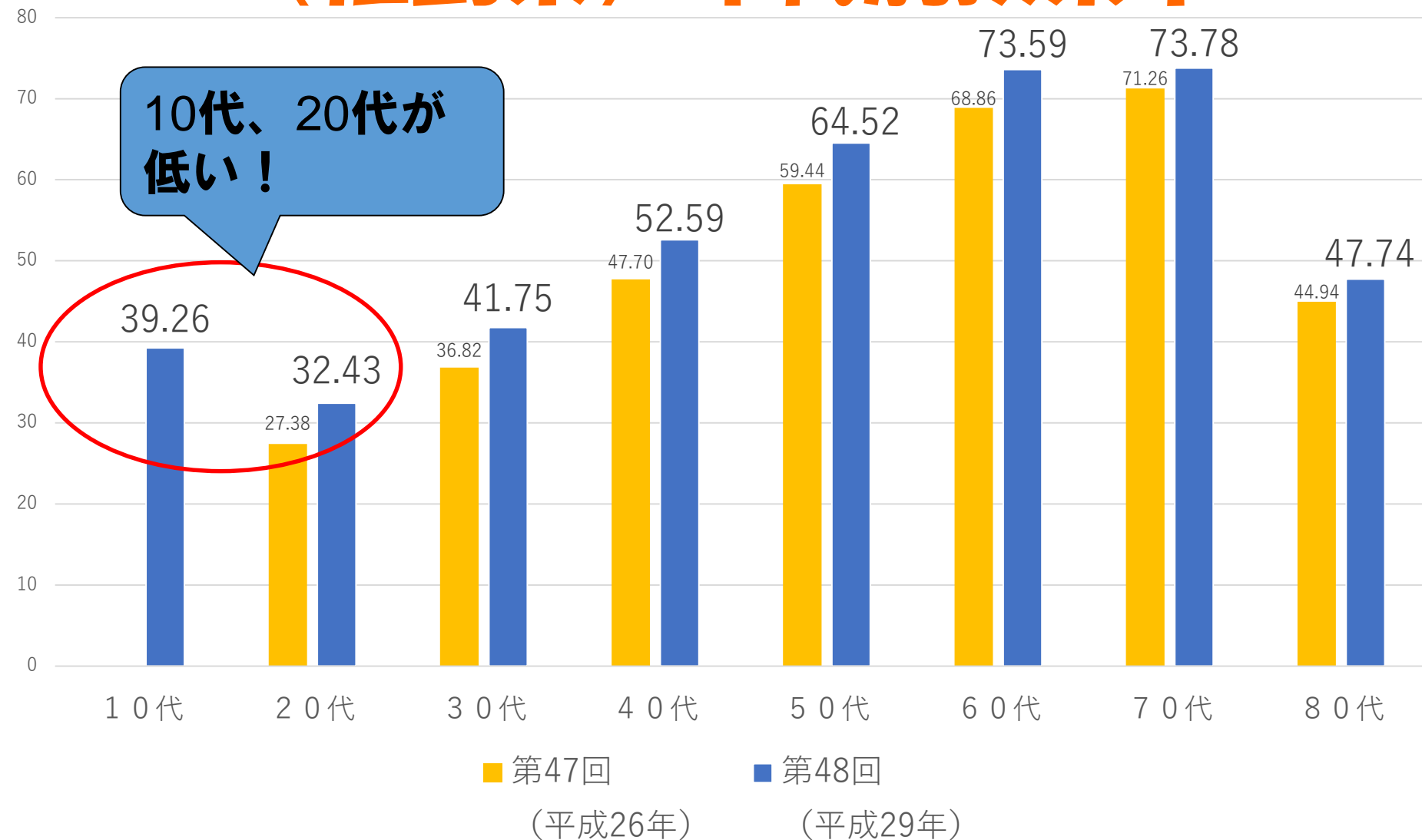
選挙クイズ3

第48回衆議院議員総選挙、福島県の
投票率は全体で**56.69%**。
では、19歳の投票率は？

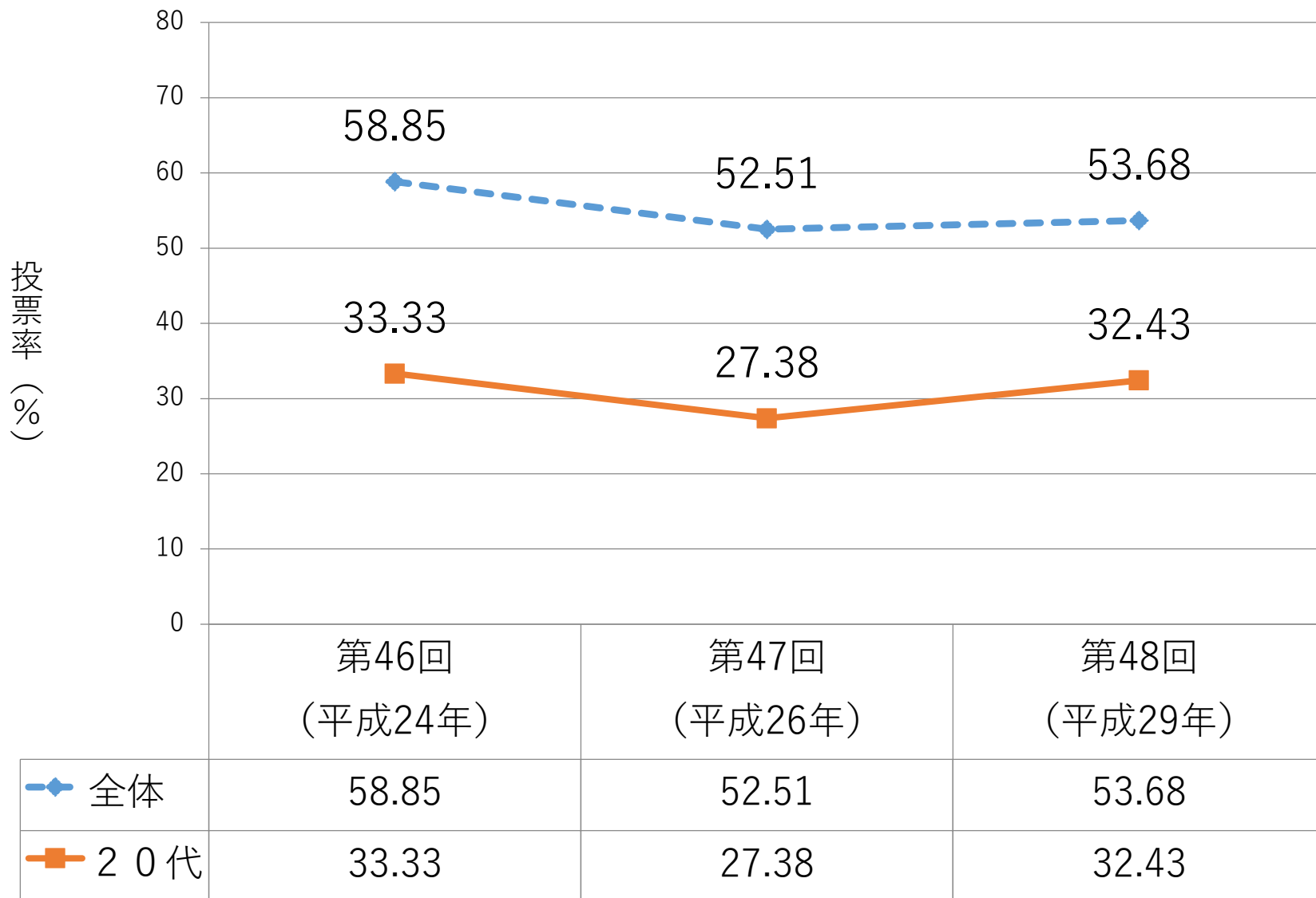
- ① 73.78%
- ② 52.59%
- ③ 49.97%
- ④ 27.96%

3 投票率 の現状

第48回衆議院議員総選挙 (福島県) 年代別投票率



衆議院議員総選挙 (小選挙区・福島県) 投票率の推移



**私、1人が投票しても
しなくても**

**何も変わらないと
思っていないませんか？**

若者が投票に行かないとどうなる？

少子高齢化で若者の数が少ない
若者の投票率が低い



若者の投票者数が少なくなり、
若者の意見が政治に
十分に反映されなくなる

もしあなたが選挙に立候補したら・・・

投票率が低い若者よりも投票率が高い高齢者向けの政策を訴えよう！



例えば、高齢者への年金や介護の予算は年々増えますが、

一方では、共働きで子どもを保育所に預けようとしても待機児童が大勢いてなかなか預けられない

そんな子育てがしにくい社会になっていきます

**政治家の政策が高齢者向けのものになり、
若者の政治離れがさらに加速することに・・・**

そして・・・

**若者の投票率がもっと低くなる
負のスパイラル**



まずは投票に行くことが大切です。

若者がもっと投票に行くようになれば政治家も無視できません。
高齢者だけでなく若者にも目を向けた政策を考えるようになります。

なぜ投票は大切なのか

投票は権利であって、義務ではありません。

しかし、皆さんが投票に行くことによって皆さんの意見や困っていることが政治に反映され、さらに暮らしやすい国に変わっていくのではないのでしょうか。

自分の考えを表現すること。

そのきっかけのひとつが

選挙 であるといえます。



4 候補者情報、 政策の 読み取り方

こんな疑問ありませんか？

**候補者や政策が
よくわからない**

**どの候補者に投票したら
いいかわからない**

候補者情報の集め方

候補者の名前や顔を知るためには

選挙管理委員会ホームページ

選挙ポスター



候補者情報の集め方

候補者の政策を知るためには

選挙公報



政見放送



街頭・個人演説会



候補者情報の集め方

候補者の政策を知るためには

候補者ホームページ・SNS

テレビ・新聞



政策の読み取り方

ワーク

未来の福島県知事選挙

この中の一人に投票してみよう



ねもと
根本なつき

ずっと
暮らしていける
福島へ！



福島を、
日本の主役に。

すがま康介

日本一住みたい県
「福島」の実現へ！

ほし
星

たかゆき



選挙公報①

福島版「ゆりかごから墓場まで」

福島で生まれ、福島に住んでいる人を中心として、一生を支えます！！



根本なつき

1

幼稚園から高校まで
授業料なしの一貫教育

一貫教育を行うことで地域に根ざした教育を行い、地元愛にあふれた子どもを育て、若者の地元離れを防ぎます。

2

地域で働きたいと
思える環境づくり

自分の地域をよく知り、好きになり、仕事をよく知り、好きになり、働く人がやりがいや誇りをもって働ける環境をつくりまします。そして、定年制度を撤廃します。

3

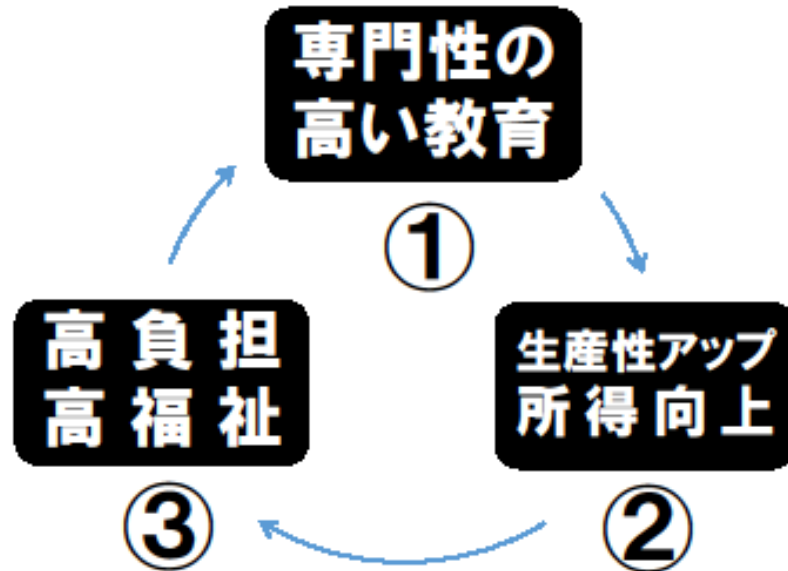
地域で完結する
負担のない社会福祉

県民の皆さんの税負担をこれ以上増やしません！
定年や子育てなどで退職した後もまだ働ける地域の方々に、子育てや介護の役割を担っていただける仕組みをつくりまします。

福島を皆で創ろう！

選挙公報②

「住みたい」まち
日本の主役のまち
福島へ



すがま康介

得意な分野を伸ばし、生かし、輝ける人材を育成するために

- 1 専門性の高い学科のある学校を増やします！**
企業の生産性を上げ、長時間労働をなくし、所得向上をはかるために
- 2 専門性が高い人が働く企業に補助金を出します！**
税金は上がりますが、保育所、介護施設を増やし、
- 3 安心して子育て、介護ができる県にします！**

選挙公報③

日本一住みたい県「福島」の実現へ！

～若者の人口増加を目指し、福島を大きく変革させます～

最先端技術の導入 × 国際化の進んだ県



教育

産業・雇用

医療

政策その①

国際教育の強化

“使える”英語の取得へ

- ◇ ネイティブスピーカーとの英語授業を小学生から実施します。
- ◇ 各教室にクラスサポートのロボットを導入します。

政策その②

空ビジネス

最先端技術で世界へ発信

- ◇ ドローン、ヘリコプター、中型・小型飛行機を福島県で生産し世界に輸出します。
- ◇ 働く場所を増やし、優秀な人財を世界から福島県に集めます。

政策その③

通わない通院制度

生涯安心した医療サービス

- ◇ スマートフォンを有効活用し、自宅でも医者の診療を可能にします。
- ◇ 人工知能を用いたロボットを導入し、診療が受けられない地域をなくします。

星たかゆき

候補者を決めるのは難しい？

選挙公報をみると争点がたくさん



候補者を決めるは難しそう・・・

ここで一つの方法をご紹介します。

ワークを行います。

争点（テーマ）は3つ

- ① 教育
- ② 雇用・経済対策
- ③ 社会福祉

ワークのやりかた

①右側の6つの項目の中から自分の考えに合うもの4つにチェック

②△と▽を線で結ぶ

③一番自分と考えが合う候補者に丸をつける。

テーマ1 教育



無料の一貫教育。
地元教育を重視。



専門性を持てる
教育を重視。



英語・国際教育。
ロボットも使う。

重要と思うもの4つにチェックを入れた後、△と▽を線で結ぼう。

- ▽ 教育費を心配しなくてよい
- ▽ 専門的知識が身につく
- ▽ 視野が世界に広がる
- ▽ 地域のことをよく知れる
- ▽ 得意なことを伸ばせる
- ▽ 英語が得意になる



**無料の一貫教育。
地元教育を重視。**

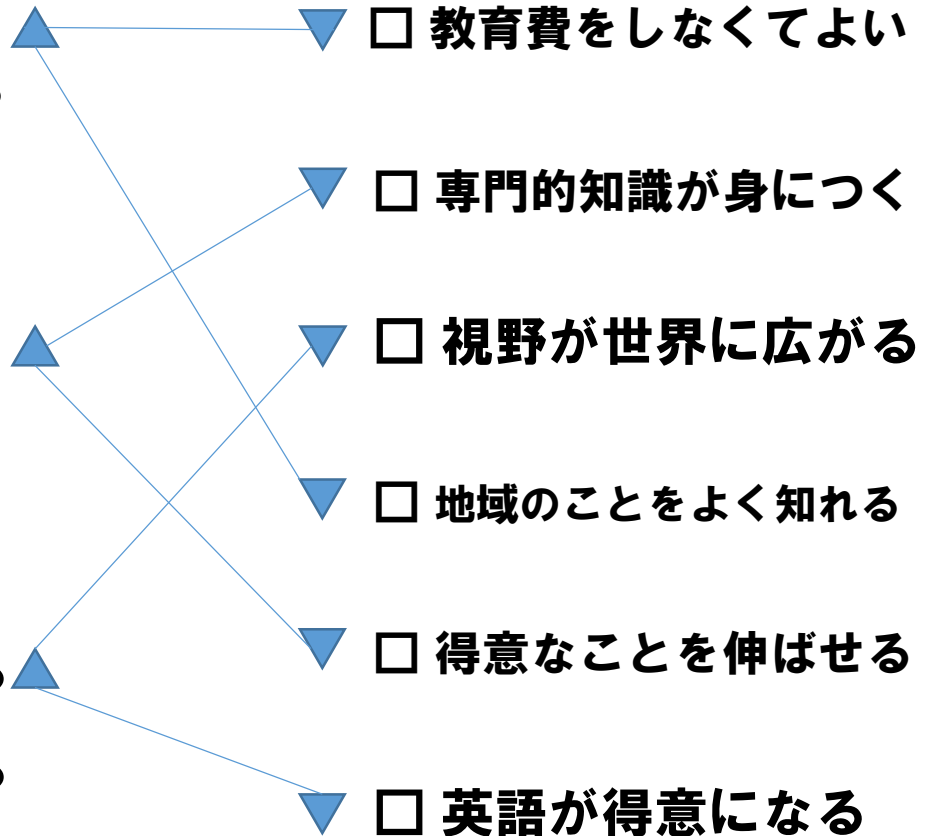


**専門性を持てる
教育を重視。**



**英語・国際教育。
ロボットも使う。**

重要と思うもの4つにチェックを入れた後、△と▽を線で結ぼう。



教育費をしなくてよい

専門的知識が身につく

視野が世界に広がる

地域のことをよく知れる

得意なことを伸ばせる

英語が得意になる

テーマ2 雇用



地域で働く環境づくり。定年廃止。 ▲



技術・専門性を重視。収入アップ。 ▲



ドローンや飛行機工場を設置 ▲

重要と思うもの4つにチェックを入れた後、△と▽を線で結ぼう。

- ▼ 若者が地域を離れない
- ▼ 工場が増え雇用も増える
- ▼ 技術を持って世界で活躍できる
- ▼ 生産性が上がり給料もアップ
- ▼ いつまでも働ける
- ▼ ドローンが身近になる



地域で働く環境づくり。定年廃止。

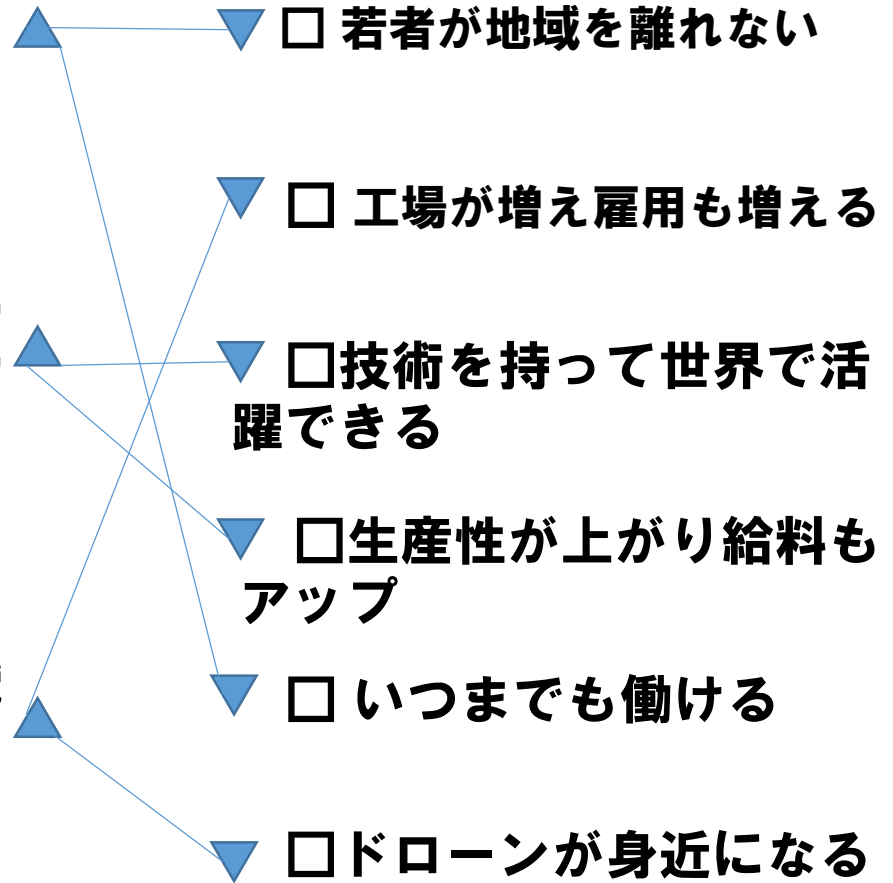


技術・専門性を重視。収入アップ。



ドローンや飛行機工場を設置

重要と思うもの4つにチェックを入れた後、△と▽を線で結ぼう。



▽ 若者が地域を離れない

▽ 工場が増え雇用も増える

▽ 技術を持って世界で活躍できる

▽ 生産性が上がり給料もアップ

▽ いつまでも働ける

▽ ドローンが身近になる

テーマ3 福祉



地域の人同士の助け合いの制度創設 ▲



保育所・介護施設 拡充。 ▲



スマホや機械による遠隔診療導入 ▲

重要と思うもの4つにチェックを入れた後、△と▽を線で結ぼう。

- ▼ 安心して働きながら子育てができる。
- ▼ 税金の負担が少なくなる
- ▼ お年寄りも診療を受けやすくなる
- ▼ 交通弱者にもやさしい医療
- ▼ 身近な人と助け合える福祉制度
- ▼ 負担が増えても施設が充実したほうがよい



地域の人同士の助け合いの制度創設

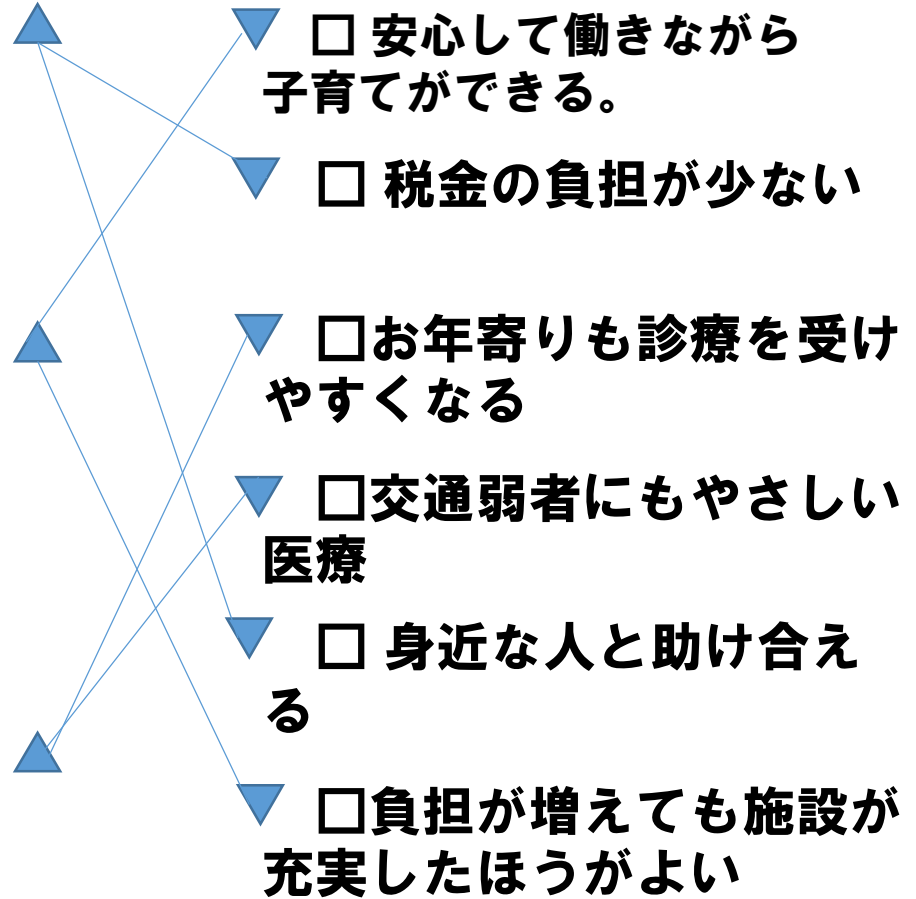


保育所・介護施設 拡充



スマホや機械による遠隔診療導入

重要と思うもの4つにチェックを入れた後、△と▽を線で結ぼう。



投票する人を決めよう

- ・ 一番丸がついた候補者があなたの考えに合う候補者といえます。
- ・ テーマ3つとも違う候補者に丸がついた人は、自分が一番重要だと考えるテーマに丸がついた人にしましょう。

こんなに簡単でいいの？

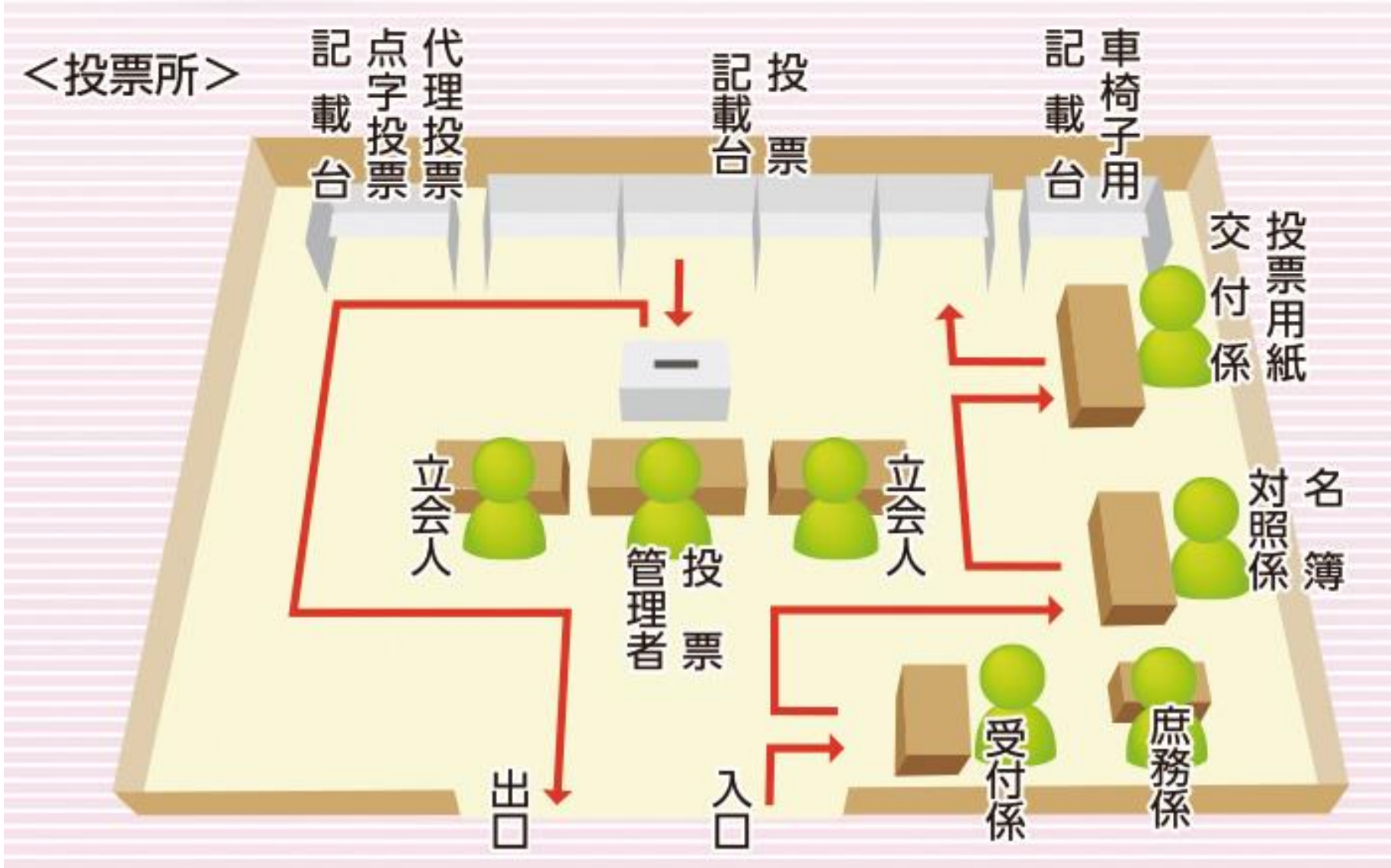
かまいません。

実際の選挙は争点がたくさんありますが、すべての争点を比較検討して投票先を決める人はほとんどいません。

考えに合う人、賛同できる人を選んでよいのです。

5 投票をしてみよう

投票所ってどんなところ？



模擬投票の前に...

これ、何て書いてあるの？

(A)

こうほししゃめい 候補者氏名
山本 隆夫

(B)

こうほししゃめい 候補者氏名
山本 隆夫

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

○ 注 意

模擬投票の前に・・・

次のうち、無効票となるのはどれ？

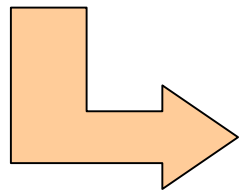
- ① 所定の用紙を用いていない
- ② 2人以上の候補者の氏名を記載
- ③ 「〇〇様へ」と記載
- ④ 自書していない

模擬投票の前に…

ちなみに無効票はどれくらい？

第24回参院選の結果

約19,000票（全体の約2.04%）



そのうちの約8,000票が**白紙票**

投票にはきちんと行き、あえて白紙で投票して、支持する候補者がいないという意思表示をするという方もいる

大切な一票！

模擬投票の前に・・・ たかが一票？

H23.4 ある市議会議員選挙の結果

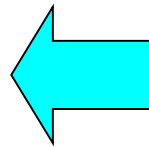
順位	得票数	当落
⋮	⋮	⋮
18	766	当選
19	764.775	落選
⋮	⋮	⋮

その差
← 1.225票

模擬投票の前に・・・ たかが一票？

H27.8 県内の村議会議員選挙の結果

順位	得票数	当落
⋮	⋮	⋮
9	281	当選
10	281	落選



くじで
当落が決定

投票をお願いいたします

6-1

**投票日当日(期日)に
投票に行けないときは**

...

期日前投票制度

選挙期日前であっても、選挙期日と同じように投票できる制度

<投票対象者>

**選挙期日に学校や仕事、アルバイトがある、
旅行やレジャーなどの予定がある方**

<投票期間・時間>

**公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、午前8時30分から午後8時まで
(地域により、期日・時間が異なる場合がある)**

不在者投票制度

- ① 名簿登録地以外の市町村の選挙
管理委員会における不在者投票
- ② 指定病院等における不在者投票
- ③ 郵便による不在者投票

在外選挙制度

海外に住んでいる人が、
外国にいながら国政選挙に
投票できる制度

6-2

選挙犯罪に
巻き込まれない
ように

選挙運動とは

- ① 選挙が特定されており
- ② 特定の候補者の当選を得
又は得しめるために
- ③ 選挙人に働きかける行為

選挙運動は、法律で規制されています。

Q.選挙活動のアルバイトはできる？

A.選挙運動の報酬を受け取ることはできません。渡す側、もらう側両方が買収罪に問われる可能性があります

※例外もあります。

解説：選挙運動ではなく単純作業であれば問題ありません。

- できるもの・・・単純作業のみ
(ポスター貼り、お茶くみ等)
- できないもの・・・選挙活動にあたる行為
(ビラ配り、連呼、選挙の計画作り等)

Q.友人宅で、知り合いの候補者への投票をお願いしてもいい？

A.投票の依頼のための訪問（戸別訪問）は禁止されています。

解説：別の用で友人宅を訪問したときをお願いするのは問題ありません。また街頭でたまたま会った人をお願いするのも問題ありません。

Q.インターネットを使って投票をお願いしてもいいの？

**A.ウェブサイトを用いた選挙運動は
できます。しかし、電子メール等
を用いた選挙運動は禁止されています**

**解説：Facebookやtwitterのメッセージ機能は
電子メールに含まれないので使うことができます。
リツイートやシェア、いいね！も問題
ないとされています。候補者はウェブサイト
も使ってよいこととされています。**

Q.自分のブログに選挙ポスターを載せるのは大丈夫？

A.表示はできます。しかしプリントアウトして配布したり掲示したりしてはいけません。

解説：表示に関する規制はありませんが、印刷しての配布・掲示は公職選挙法上で規制されている文書図画の頒布・掲示にあたる可能性があります。

禁止されている選挙運動の例 1

○ インターネットによる選挙運動関係(代表的なもの)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図面を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図面をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



※ なお、候補者等から送信された選挙運動用電子メールを転送することはできません。

禁止されている選挙運動の例 2



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

※ ちなみに、LINEを利用した選挙運動は、電子メールを利用したものとは別物として扱われ、一般有権者も行うことができます。

6-3



住民票

のお話し

選挙権があれば、投票できる…？

**選挙権があっても、選挙人名簿に登録
されていないければ、投票ができない！**



**住んでいる所に住民票が無いと、
選挙人名簿に登録されず
選挙に参加できない！**

選挙人名簿に登録されるには、住民票が作成されてから（※他の市町村から転入した場合は、転入届を出した日から）引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている必要がある。

住民票を異動していますか？

進学や就職で引っ越しをされた方は、原則として**現在**住んでいる寮・アパート等が**住所地**になります。

必ず住民票を移しましょう！

引っ越して3か月経たずに選挙がある・・・

国政選挙の場合、旧住所地に3か月以上住んでいれば、**旧住所地**の投票所、期日前投票所で投票することができます。

その場合、**不在者投票制度**も活用できます。

おわりに

**選挙の主役は
君たちだ！**



ご清聴ありがとうございました

大事な投票、忘れずに!



選挙クイズ

投票日は何曜日にしないといけないの？

①土曜日

②日曜日

③何曜日でもよい

④候補者同士が話し合って決める

選挙クイズ

投票所入場券を失くしてしまいましたが、
投票は...

①できる

②できない

選挙クイズ

選挙の時に、候補者が車から、自分の名前などを連呼することがありますよね。

こういった行為は、24時間自由にすることができる？

①できる

②できない